

『住宅省エネルギー性能証明書』発行業務 について

2024年4月

■ 『住宅省エネルギー性能証明書』 発行業務について

【開始時期】

2023年1月より運用開始 **※2024年4月1日改訂**

【対象とする住宅】

①から③を満たす、建築確認を取得した住宅

①新築された住宅 または 新築住宅の取得

②家屋番号が付与されたもの

③工事監理報告書等※の提出があるもの

※：建築士法施行規則 第17条の15に規定する工事監理報告書

【住宅の環境性能等：省エネ性能の基準】

・ ZEH水準省エネ住宅：「5-1断熱等性能等級5*以上」かつ「5-2一次エネルギー消費量等級6以上」

・ 省エネ基準適合住宅：「5-1断熱等性能等級4*以上」かつ「5-2一次エネルギー消費量等級4以上」

*結露の発生を防止する対策に関する基準を除く

■ 『住宅省エネルギー性能証明書』 発行業務の料金について

適合審査料金：一申請当り(1棟1住戸)の料金を基本とし、共同住宅等(共同住宅及び長屋)で1棟に複数住戸がある場合には、対象住戸数より算出した料金を合わせた金額とする。

【申請する建物が1棟1住戸の場合の料金】

評価書等の活用がない場合	評価書等活用 ※1	
	5-1断熱のみ活用	5-1断熱 + 5-2一次工ネ 活用
150,000円	90,000円	60,000円

【申請する建物が1棟複数住戸（2戸以上）の場合の料金】 N：対象住戸数

評価書等の活用がない場合	評価書等活用 ※1	
	5-1断熱のみ活用	5-1断熱 + 5-2一次工ネ 活用
150,000 + 30,000円×(N-1)	90,000 + 20,000円×(N-1)	60,000 + 10,000円×(N-1)

※1：評価書等の活用

下記を「評価書等」という。該当する基準への適合が確認できるもの。

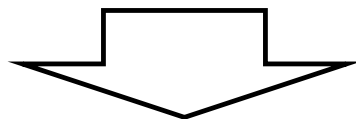
- ・ 設計住宅性能評価書
- ・ 建設住宅性能評価書
- ・ BELS評価書
- ・ **フラット35**適合証明書
- ・ 現金取得者向け新築対象住宅証明書

■ 評価書等を活用した申請を推奨いたします。

CASE-1 (対象住戸数：120戸)

建設住宅性能評価書取得(5-1断熱④のみ)

→ 「住宅省エネルギー性能証明書」(5-1断熱⑤・5-2一次工ネ⑥[ZEH水準]) を取得



【評価書等を活用しない場合】

料金表より $150,000円 + (30,000円 \times (120 - 1)戸) = 3,720,000円(税別)$

【評価書等を活用する場合】

① 先行してBELS評価書(住棟：5-1断熱⑤+5-2一次工ネ⑥ ZEH水準)取得

BELS料金 $100,000円 + (2,000円 \times 120戸) + 100,000円(共用部) = 440,000円(税別)$

② 評価書等活用「有」

料金表より $60,000円 + (10,000円 \times (120 - 1)戸) = 1,250,000円(税別)$

①+② = **1,690,000円(税別)**